

平成 13 年 5 月 18 日

各 位

会社名	株式会社ミロク情報サービス
代表者の役職氏名	代表取締役会長兼社長 是 枝 伸 彦
コード番号	9928 東証第二部
問合せ先	常務取締役 中谷研二
電話番号	03-5361-6369(代表)

新株引受権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

(商法 280 条ノ 19 の規定にもとづく新株引受権の付与)

平成 13 年 5 月 18 日開催の当社取締役会において、取締役、執行役員および従業員の一部に対する新株引受権方式によるストックオプションの付与について下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株引受権付与の理由

当社取締役、執行役員および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値ならびに顧客サービスを更に向上させるため。

2. 新株引受権の付与対象者

平成 13 年 5 月 1 日現在に在任する取締役 6 名、執行役員 9 名 ならびに在職する従業員 791 名、合計 806 名とする。(早期退職優遇制度の適用を受け休暇中の従業員は対象外とする)

3. 付与株式数

合計 1,066,500 株を上限とする。(発行済株式数の 6.9 %)

対象者別の付与株式数は次のとおり。

取 締 役 (6 名) 計 180,000 株 (上限は 45,000 株 , 下限は 20,000 株)

執 行 役 員 (9 名) 計 100,000 株 (上限は 15,000 株 , 下限は 10,000 株)

従 業 員 (791 名) 計 786,500 株 (上限は 2,500 株 , 下限は 500 株)

4. 新株引受権の目的たる株式の額面・無額面の別、種類

当社額面普通株式とする。

5. 新株式の発行価額

権利付与日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日は除く) の東京証券取引所の終値の平均値に 1.025 を乗じた金額とする。(1 円未満の端数は切り上げ)

ただし、当該金額が権利付与日の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

6. 新株引受権行使期間

平成 13 年 9 月 1 日から平成 17 年 8 月 31 日まで

7. 新株引受権の行使条件

- (1) 権利を与えられた者は、新株引受権行使時においても当社の取締役あるいは執行役員または従業員であることを要する。ただし当社取締役あるいは執行役員である権利者が任期満了により当社取締役あるいは執行役員の地位を喪失した場合および当社従業員である権利者が当社就業規則に基づき定年退職した場合、当該取締役あるいは執行役員または従業員は、その地位を喪失した日から起算して 6 ヶ月以内に限り（ただし、前記 6 の新株引受権行使期間の範囲内とする。）その地位喪失時に未行使の権利を行使することができるものとする。
- (2) 権利者が新株引受権行使期間の開始日に先立って、(1)に定める事由により当社の取締役あるいは執行役員または従業員の地位を喪失した場合、(1)に拘わらず、当該取締役あるいは執行役員または従業員は、当該開始日から起算して 3 ヶ月以内に限り、その地位喪失時に未行使の権利を行使することができるものとする。
- (3) 権利者が当社就業規則に基づき解雇された場合および当社の取締役あるいは執行役員または従業員の地位を喪失後ただちに当社の監査役または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位を取得した場合は、(1)および(2)にかかわらず、前記 6 の新株引受権行使期間中引き続き新株引受権を行使することができるものとする。なお、当社の監査役または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、もしくは従業員の地位を取得した権利者が、その後、これらの地位を喪失した場合の取扱いについては、(1)のただし書きおよび(2)に準ずるものとする。
- (4) 対象者に、法令または当社内部規律に違反する行為があった場合、または対象者が当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、執行役員、従業員またはコンサルタントとなった場合等、新株引受権の付与の目的上、対象者に新株引受権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された新株引受権は直ちに失効し、その後新株引受権を行使することができないものとする。
- (5) 新株引受権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (6) 新株引受権の相続は認めない。
- (7) 新株引受権に関するその他細目については、平成 13 年 6 月 28 日開催予定の当社第 24 回定時株主総会決議に基づき実施される取締役会決議によるものとする。

(注) 上記決定は、平成 13 年 6 月 28 日開催予定の当社第 24 回定時株主総会において、上記新株引受権の付与が承認可決されることを条件とします。 以上